

No.16

December 31, 1990

 *Information*

講 演

1990年 8月27日(月)・第25回談話サロン(東京・弘済会館)

講師・題目

堀江正彦： 知的所有権について——UR・TRIP交渉の現状——

日本工学アカデミー

THE ENGINEERING ACADEMY OF JAPAN

知的所有権について

—UR・TRIP交渉の現状—

堀江 正彦



司会（石原理事） それでは、時間になりましたので、第25回談話サロンを開催させていただきます。

私、アカデミーの制作委員会のお世話をしております石原でございます。ひとつよろしく。

本日の話題でございますが、ここに書いてございますように、知的所有権についてということです。その下に副題がございますが、UR(ウルグアイ・ラウンド)・TRIP交渉の現状ということでございます。講師をお願いいたしましたのは、外務省の堀江正彦さんでございます。

最初に、堀江さんの略歴をご紹介したいと思います。

堀江さんは昭和44年に阪大の経済学部を出られて、それからアメリカのチューレーン大学の経済学部で修士号を取られて、さらに阪大の法学部を卒業し、そして外務省という方でございます。48年に外務省に入られて、まず、EC関係を担当された。それから、フランスに2年間留学された。そして、昭和51年に在仏日本国大使館に勤務されました。その当時は貿易担当でございます。53年から条約局の国際協定課で多数国間の条約を担当。56年から経済協力第一課でASEANの円借

昭和21年7月生まれ
昭和44年3月 大阪大学経済学部卒業
昭和45年8月 米国チューレーン大学大学院経済学修士
昭和48年3月 大阪大学法学部卒業
昭和48年4月 外務省入省 経済統合課 (EC担当)
昭和49年7月 フランス留学 (トゥルーズ大学)
ENA (国家行政学院) 研修 (パリ)
昭和51年6月 在仏日本国大使館商務官 (貿易問題担当)
昭和53年4月 条約局国際協定課 (多数国間条約担当)
昭和56年5月 経済協力第一課 (対ASEAN円借担当)
昭和58年8月 国際連合事務局勤務 (在ニューヨーク、広報担当補佐官)
昭和61年6月 大臣官房会計課首席事務官 (外務省予算担当)
昭和63年7月 大臣官房文化交流部企画官 (総理懇談会担当)
昭和64年8月 経済局国際機関第二課長 (OECD及びGATT・UR・TRIP担当)
平成2年8月 在デンマーク大使館参事官

関係の担当をされました。58年から3年間ですが、国際連合の事務局に勤務されました。いわゆる広報担当の補佐官をしておられました。61年から大臣官房の会計課の首席事務官として外務省の予算を担当。63年から同じく大臣官房の文化交流部の企画官ということで、総理懇談会、こういうものを担当。64年の8月から経済局の国際機関第二課長ということでOECD、ガット、ウルグアイ・ラウンドの、殊にここにございますような知的所有権の担当をしてこられたわけです。ウルグアイ・ラウンドでは知的所有権の問題につきまして積極的にお仕事をされてこられたわけでございます。特にそこではいわゆる立場としましては、知的所有権のTRIPのチーフネゴシエーターの立場を……。そういうことで、今回、その知的所有権について現状をお話しいただくということをお願いしたわけです。

なお、ここに前外務省経済局国際機関となって

おりますのは、8月、今月ですが、もう既にデンマーク大使館の参事官にかわっておられます。近々向こうへ出かけられる、そういうことでございます。

なお、知的所有権問題は当然のことでございますけれども、我が国でも大変大事な問題として認識されつつあるわけでございます。いわゆる科学技術の公共の財であると、こういった見方で先進国間、あるいは途上国との対応ということで、これから非常に大きな問題、国際的に何らかの基本的な法律をつくらなきゃいかん、そういう状況にございますので、アカデミーとしても大変重要な問題かと思えます。

そういうことで、きょう、これから1時間ちょっとでございますが、堀江さんにお話を伺いたいと思います。ご清聴のほどよろしく願いいたします。
堀江 ご紹介にあずかりました堀江でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は日本工学アカデミーというそうそうたるメンバーが会員になっておられるところでお時間をちょうだいいたしまして、ウルグアイ・ラウンド TRIP 交渉についてという、知的所有権の問題につきましてお話しできますことを大変光栄に存じております。

正直申しまして、きょう来られておられる方々も、まさに私ども、場合によっては私どもの大臣も含めて皆様方のご意見をお伺いし、むしろご指導を願っているような方々ばかりですので、私自身、こういうところへ参りまして、お話しするのは非常に戦々恐々としているわけでございます。私自身、去年からずっとウルグアイ・ラウンドの TRIP 交渉というところでチーフネゴシエーター、我が国を代表して交渉するというをやってきた関係で、TRIP 交渉の現状というものを皆様方にきょうお話し申し上げたいと思っております。場合によってはとんちんかんなことを申し上げるかとも思いますし、場合によっては間違ったことを言う場合もあるかとも思いますけれども、ぜひご容赦していただきたいと思えます。

まさに現状は激動の世界情勢ということで、昨年から東欧情勢、昨今はまさに中東情勢ということで、外務省としても非常にその責任をますます一層感じるきょうこのごろであるわけでございます。

すけれども、さはさりながら、経済分野、国際経済問題の場におきましては、やはりウルグアイ・ラウンドというのが、今年まさに12月まで続けられることになっておりまして、12月までに決着をするという意気込みで皆臨んでいるわけでございます。そういう意味では前回のサミットでも、あるいはその前に行われました OECD の閣僚理事会でも各国がまさに現在の経済情勢において一番のトッププライオリティーというものはウルグアイ・ラウンドであるということを確認にコミュニケの中に明記されたということからもおわかりになれるように、やはりウルグアイ・ラウンドというものが非常に重要な問題である。その中で TRIP 交渉というものがどういう状況にあるのかということをお話し申し上げたいと思っております。

ちょっと逸れますけれども、今月初めまで先ほど石原先生のほうからご紹介いただきましたように、国際機関第二課長ということでやっておたわけでございます。外務省にはお聞き及びかとも思いますけれども、経済局の中に国際機関第二課があるということは、国際機関第一課があるわけでございます。

国際機関第一課というのはガットを担当しております。私が課長を務めておりました国際機関第二課というのは OECD を担当しております。私、時々、講演に参りますときに、私は国際機関第二課長でございますということを申し上げて、第二課長というと、何となく一人前でないような、ほんとうの課長になっていないような印象を与えるかもしれないということで、第二課長というのは必ずしも第一課長よりも下に置かれているわけではありませんという話を時々してきております。本来、経済局、国際機関課というのがあったわけでございますけれども、戦後、1945年、それ以降、ガットが48年にでき上がったわけでございますけれども、ガット発足してから1955年、ほぼ戦後10年たちまして、ガットの発足からほぼ7年ぐらいたちまして、日本がようやくガットに加盟することができたわけでございます。そのときにまさに国際機関課というものがガットを担当しておたわけでございます。

OECD につきましては1964年でございます。1960

年に OECD は発足しましたが、それから4年おくれて、1964年に我が国が加盟した。ちょっと余談になりますけれども、去年はまさに OECD に我が国が加盟して25周年だったわけでございます。まさに四半世紀を過ぎてしまったわけでございます。各国の大使、常駐代表が24カ国の代表が集まって開いております理事会というものが OECD 発足以来ずっとパリで行われてきたわけでございますけれども、25周年を記念して第717回の理事会をはじめ東京で開催するということが、画期的な行事を取り行うことができました。いずれにしても、OECD 加盟各国も日本で開くということに非常に喜んでいただいたという仕事が、私の OECD を担当する部署に行きまして初めての仕事であったわけでございます。

それから、ガットに加盟しまして、今年は大体35周年という格好になるわけでございます。したがって、最初、国際機関課というものがあつたわけでございますけれども、1964年に OECD に加入することになりまして、やはり一課だけでは十分仕事がこなし切れないのではないかということで国際機関課というものを国際機関第一課と第二課に分け、第一課はガットを担当し、第二課は OECD を担当するという事になったわけでございます。

そういうことで、私自身、第二課長として OECD を担当したわけでございますけれども、ウルグアイ・ラウンドというのはそもそもガットでやっておるわけでございますけれども、OECD を担当しております私がなぜガットのウルグアイ・ラウンドをやっているんだという、非常にややこしい話になって恐縮なんです、それはただいまからご説明させていただこうと思っておりますウルグアイ・ラウンドというものが15分野にわたって非常に幅広く交渉を繰り返しているということとの関係で、逆に、今度は国際機関第一課だけではウルグアイ・ラウンド全体を所掌し切れないということで、ほかの関係課にもそれを振って国際機関第二課は TRIP をやってくれというふうな格好で、経済局関係課、5つか6つぐらいの課になるかと思っておりますけれども、五、六課の課長が全員総出で今ウルグアイ・ラウンドに当たっているというの

が現状でございます。

本日は、ウルグアイ・ラウンドと TRIP というところのご説明を差し上げたいと思っておりますけれども、図1で、これは皆様方はお聞き及びで、耳にたこができていられるかもしれませんが、ウルグアイ・ラウンド全体の鳥瞰図といえますか、どういふことをやっているのかという全体像を眺めていただきたいと思っております。

ここに載っておりますのがウルグアイ・ラウンド各交渉分野の概要ということで、我々、6・6・3とっておりますけれども、最初の6は一番上の6分野、これはガット体制の強化ということで、まさにガットの規律、ルールの遵守と強化ということで、そこにございますように、アンチダンピング、原産地規則問題、補助金・相殺措置、セーフガード、紛争処理、ガット条文、ガット機能と、これがまさに今までのトラディショナルなガット、かつそのガットの体制を強化していこうということの6分野でございます。2つ目の原産地規則といえますのは非関税障壁のほうに入っておりますので、ここでは7つになっておりますけれども、実質的には6分野と。

それから次に、市場アクセスの改善という関係で、やはり6分野が並んでおります。これが農業、繊維、関税、非関税措置、熱帯産品と天然資源という格好で、これらの6分野において市場アクセスを改善していこうという格好で交渉が繰り返されております。この6の6、この12にプラスしまして、一番下の新分野というものが3分野ございます。これがサービスと、本日お話しさせていただきたいと思っております知的所有権 (TRIP)、最後に貿易関連投資措置ということで TRIMs という格好になっております。

このウルグアイ・ラウンドと申しますのは、皆様方お聞き及びかと思っておりますけれども、昔、ケネディ・ラウンドというのもございましたし、その前にディロン・ラウンドというのもあったり、一番最近では10年少し前に東京ラウンドというものが行われておつたわけでございますけれども、今までに7回のラウンドが行われました。現在はウルグアイ・ラウンドということで、8回目の大きなラウンドになるわけでございますけれども、こ

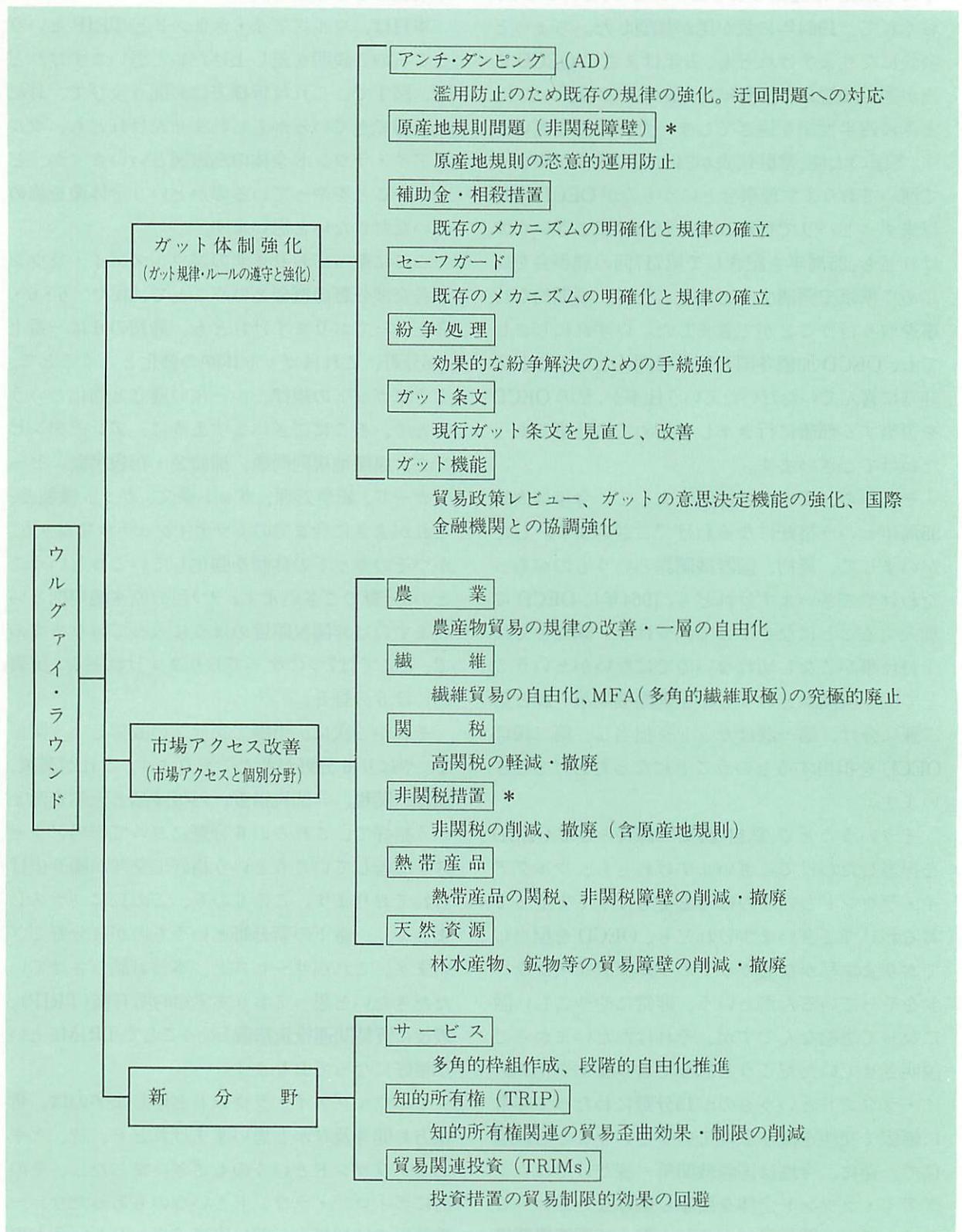


図1 ウルグアイ・ラウンド各交渉分野の概要

これはウルグアイのプンタ・デル・エステという保養地で関係各国が集まって、1986年9月にスタートしたラウンドであるので、最近ずっとウルグアイ・ラウンド、UR交渉というふうに言ってきました。

これはまさに我々感じておるところでございますけれども、21世紀に向けて新たな世界貿易体制というものが構築できるかどうか、その試金石になる、それを占う、このウルグアイ・ラウンドの成功、不成功というものが21世紀に向けての世界の貿易体制と新しい体制というものが構築できるかどうかということであるという意味で、非常に重要視しているものでございます。今までのラウンドとやや違って来た傾向といたしますと、まさにウルグアイ・ラウンドの背景として3点ばかり挙げられるかと思えます。

まず1つは、やはり昨今のアメリカの相対的な経済力の低下といたしますか、貿易赤字に象徴されるような傾向、それからECにおきます構造的な失業、こういったものがやはり世界貿易において保護主義的な動きというものにつながってきているということが言えるわけです。私ども、灰色措置というようなことも言っておりますけれども、いわゆるガットに加盟している国々がガットの条文上、果たしてほんとうに白であるという格好でやっているのかどうかかわからないような状況、しかし、さはさりながら黒ともなかなか言えないようなもの、そういうものを我々は灰色措置とっておりますけれども、そういうふうな格好も含めて保護貿易的な動きが出てきた。これではいかんではないかというのが第1点。

それからもう一つは、やはり今までのガットにおけるラウンドは、関税というものをお互いに引き下げることによって貿易というものを促進していきましょうということが中心だったわけです。したがって、ディロンにしましても、ケネディにしましても、そのころのラウンドはお互いにいろいろな製品の、うちはこのいう製品についての関税をこれだけ引き下げましょう、おたくはどれだけ引き下げますかというようなことで、それで出し合ったものを最終的にはMFN(最恵国待遇)ということでお互いに均てんして、それによって多

角的交渉において全体としての関税引き下げによる貿易の促進というものを目的にしてきたわけでございます。

ところが、そういう伝統といたしますか、それまでやってきた交渉と今回の交渉というのはちょっと違う。それはどういうことかといいますと、関税部分ではなくて、非関税障壁、すなわち関税ではない部分、そういう分野における障壁というものをなくしていきましょうという格好で行われているわけでございます。まさに原産地規則にしてもそうでございますし、セーフガードにしてもそうでございますし、そのほかいろいろな分野、非関税関係の分野についてより力を入れていこうではないかということが必要性が関係各国の中で非常に高まって来たというのが第2の背景かと思えます。

それから、3番目の背景といたしましては、今までガットの枠外といたしますか、言ってみれば、ガットがあまり触れていなかった分野、これはすなわち先ほど申し上げました新分野と言われておりますけれども、サービス、それから知的所有権の問題、それから貿易関連の投資措置、投資の問題。サービス、知的所有権、それから投資、こういうものはガットが今まであまり触れてきていなかった分野なわけでございます。ガットはあくまでも物の貿易というところに焦点を当ててきたがために、投資とか、金融関係、あるいは知的所有権の問題、第三次産業、サービスの問題、この辺はガットの枠外、あるいはほとんど触れてこなかった分野というところでございます。

ところが、この辺の分野の動きというものが最近になって貿易にも非常に影響してきているという状況が現出してきたわけでございます。その意味でまさにウルグアイ・ラウンドというものは新分野というものもガットの対象にしようではないかということになったわけでございます。

大体以上がウルグアイ・ラウンドの主な背景といたしますか、そういう格好でウルグアイ・ラウンドというものがスタートしたわけでございます。

そこで、新分野でございますけれども、まさにその中のTRIP、知的所有権というものが脚光を浴びてきておるわけでございます。15分野あります

ウルグアイ・ラウンドの中で我々がよく言っておりますけれども、重要なのは何か。すべて重要であるというのが答えなんです、さはさりながら、中でも農業。我が国としては農業というのは非常に守勢に立たされているというか、どちらかという、攻勢ではなく、守勢の防御のほうに回った意味で非常に重要なものである。

もう一つどこが重要かといいますと、この新分野でございます。その新分野の中でやはり知的所有権というものが非常に重要だというのがほかのサービス、TRIMs とあわせて我々の認識としては一応一致しているところでございますけれども、まさにこういう部分についてやっていかなければいかん。この TRIP につきましては我がほうは農業と違まして、攻勢とっていいのではないかと。むしろ、積極的に知的所有権についてのルールをつくっていかうということで攻勢に立っている分野であるというふうに言うことができるかと思えます。

そもそもこの TRIP でございますけれども、これは十一、二年前に終わりました東京ラウンドのときに、やはりアメリカがそのときには不正商品についてのニセブランド物、そういうものについてのコードをつくろうではないかというふうに頑張っておったわけでございますけれども、結局、うまくいかなくて頓挫してしまいました。そういう生い立ちを持つものでございますけれども、今回もアメリカが特にイニシアチブをとっていいですか、中心になって知的所有権というものをやっていく必要があるという動きがございました。

やはりこの知的所有権というものが非常に重要になってきたということにつきましては、私から申し上げるまでもなく、皆様方のほうがよくご存じかと思えますけれども、やはり世界経済というものにおけるグローバリゼーションとっておりますけれども、やはりグローバリゼーションの動きが非常に大きくなってきた。まさに企業活動というものが飛躍的に国際化したということが大きな背景にあると同時に、知的所有権についてはそういう知的所有権の技術開発のコストが非常に高い、非常に膨大な額がかかる。逆にそれをコピーしようとすると、非常に安い価格で盗用すること

がいつも簡単にできてしまうということで、そういう部分の適切な保護というものをやっていかないことにはやはり技術開発の促進というものが促されてこないし、国際的にも国際企業がいろいろなところで活動しようというものの足かせになってくるということが大きな原因であるわけでございます。

特にアメリカが経済的に相対的に低下してきたということもある程度はありまして、アメリカなんかは一部の試算では200億ドルから1,000億ドルぐらいの損失を知的所有権というものの保護が十分でないがゆえに毎年受けているという試算もあるぐらいに200億ドルから1,000億ドルというのは非常に大きな額であるわけでございますけれども、その程度の損失を受けているということもありまして、やはりアメリカがそういうところのルールづくりというものをやっていかないと、アメリカ企業にとっても、先進国のほかの企業にとっても由々しき事態になるということで、この TRIP 交渉というのが進められているわけでございます。

それで、その TRIP 交渉の中身についてここで話し申し上げたいと思っておりますけれども、次の表1でございます。知的所有権の対象としておりますのがどういう分野かということは、皆様方、お聞き及びかと思っておりますけれども、ここにありますように、8つの分野を対象としております。この8つの分野を対象とするということはまさに TRIP 交渉というものが非常に間口が広くて、かつ非常に奥行きも深いということが言えるかと思えます。

それで、簡単にご説明申し上げますと、まさに著作権、コピーライトでございます。それから、著作隣接権。著作権が小説とか、絵画、楽曲というふうなものを対象としておりますけれども、著作隣接権というものはピアニストの演奏とか、レコードの作成とか、そういうふうなものを対象としております。商標、これがトレードマークでございます。それから意匠（インダストリアルデザイン）、それから特許権（パテント）、それから半導体集積回路配置利用権。ICチップスの問題でございます。それから、地理的表示（ジオグラフィカルインディケーション）というもの。それから最後にトレードシークレット。これは最近では財

表1 知的所有権 (Intellectual Property Rights) 及び関連国際条約との関係

| 権利の種類 | 具体例 | 関連国際条約 | (加盟国数) | |
|--|------------------------|------------------|--------|---|
| 1. 著作権 Copyright | 演劇脚本、小説 絵画、楽曲 | ベルヌ (著作権) 条約 | (67) | ○ |
| | | 万国著作権条約 | (46) | ○ |
| 2. 著作隣接権 Neighbouring rights | ピアニストの演奏 レコード製作 | ローマ (隣接権) 条約 | (33) | ○ |
| | | ジュネーブ (レコード) 条約 | (42) | ○ |
| 3. 商標 Trademarks | “Coca-Cola” “Kodak” | パリ (工業所有権) 条約 | (93) | ○ |
| | | マドリッド (標章) 協定 | (25) | × |
| 4. 意匠権 Industrial designs | ウェッジウッド皿 家具のデザイン | パリ (工業所有権) 条約 | (93) | ○ |
| 5. 特許権 Patents | トランジスター その製造方法 | パリ (工業所有権) 条約 | (93) | ○ |
| | | 特許協力条約 | (41) | ○ |
| 6. 半導体集積回路配置利用権 Lay-out designs of I.C. | 半導体チップ | ワシントン (集積回路) 条約 | | × |
| 7. 地理的表示 Geographical indications | ボルドー産ワイン | パリ (工業所有権) 条約 | (93) | ○ |
| | | マドリッド (原産地表示) 協定 | (20) | ○ |
| | | リスボン (原産地名) 協定 | (13) | × |
| 8. トレード・シークレット Trade secrets | 化学処方・製造工程 企業秘密・ノウハウ | —— | | — |

(参考) TNC '89. 4月合意 (○ 日本加盟、× 未加盟)

産的情報といっておりますけれども、この8つの分野を対象にしております。この8つの分野につきましても、その右の欄を見ていただきますと、国際的にはもう条約ができておるものがほとんどでございます。著作権ではベルヌ条約というものができておまして、(67)というのは67カ国が現時点で加盟しているという数でございます。それから、同じく万国著作権条約というものもございまして、我が国も賛成しているわけでございます。それから、ICチップスにつきましても、昨年ワシントンででき上がりましたのでワシントン条約といっておりますけれども、半導体に関する条約と

いうものができております。

右横に×がしてありますけれども、これは我が国が入っていないものでございます。○は我が国が入っているものでございます。地理的表示につきましてもパリの条約、マドリッド協定、リスボン協定。トレードシークレットについては国際的な約束というものはなし。まさにここで新しいものをつくろうという格好になっているわけでございます。

これがTRIPが対象にしております8つの分野、かつその関係している国際条約というものでございまして、これをご説明申し上げる理由といえますのは、まさにこのTRIP交渉というものが既にできている条約を対象にしているということが1つの大きなイシューになっているということをご説明申し上げたいからでございます。万国著作権条約はユネスコでできましたけれども、ほかのものはすべてWIPOといっておりますけれども、世界知的所有権機構というものがございまして、これもジュネーブにあるわけでございます。

れども、この WIPO でできた条約でございます。したがって、既にある条約との関連において TRIP、ガットにおける新しい協定をつくろうという格好になっておりますので、これは後ほどご説明申し上げたいと思っておりますけれども、果たしてガットというものが WIPO がやっている条約を対象にしてやるのかどうか、一言で言えばそういう部分について北と南との間で大きな意見の相違がございます。その辺のところ、言ってみれば南北問題というところかと思っておりますけれども、そういう基本的な格好になっております。

その下に参考までに TNC'89. 4 月合意というふうに書いておりますけれども、これはウルグアイ・ラウンドが始まりまして、知的所有権については北と南との対立というのがございまして、なかなか交渉が進展しなかった。それが89年4月になりまして、初めて、TNC といいますのはガットの貿易交渉委員会で一応の合意ができた。この合意文書の3. というところに最後の2行が関連する部分でございますけれども、「本分野の交渉結果の国際的実施をいかなる機構で行うかという問題についての参加国の見解を害さないことに合意する」という文章になっております。この文章はまさに TRIP 交渉というものの結果がどういう結果であれ、その結果の国際的な実施というものをどういう機関でどういう機構で行うかということは棚上げにしましょう。これは言葉をかえしますと、ガットでその実施を行うのか、あるいは WIPO でその実施を行うのか、あるいはそのほかでやるのかについては棚上げにして、一応、交渉には応じましょうということ、まさにそれまで南の国々、開発途上国の国々が反対していたことについて、とにかく交渉は始めましょう、話し合いは始めて、でき上がったものを最後にどうするかということを決めればいいじゃないですかということ、ようやく開発途上国をなだめて交渉に引き込んだというのが現状でございます。

以上がウルグアイ・ラウンドにおける TRIP 交渉の位置づけ、その TRIP 交渉が何を対象にしてやっているかという位置づけでございますけれども、本来の話に戻って“知的所有権の貿易関連側面 (TRIP) に関する交渉”の資料でご説明申し上げ

たいと思っております。

我々 TRIP といっておりますけれども、この TRIP というのは一体どういうことなのかという、恐縮ではございますけれども、語句の意味ですが、そこに書いてありますように、Trade Related aspects of Intellectual Property rights, including trade in counterfeit goods というのが正式な交渉の名称でございます。これはまさに不正商品の貿易を含む知的所有権の貿易関連側面に関する交渉と非常に長たらしい名前です、これを我々はその TRIP というのをとってトリップといっておるわけでございます。

我々、最初は始めたときにトリップというのは、英語で言いますと、まさに旅行がトリップです、マリファナをのんで気持ちよくなるのもトリップです、フランス語ではちょっと違いますが、E が入りますけれども、トリップといいますが、臓物の煮込みのフランス料理です、これはフランス料理といっても臓物の煮込みですので非常に安くできて、まさにフレンチキューブとはなかなか言えない代物です、我々大学で勉強していますときに学食でよく出てきて、においが非常にきついで閉口したことがありますけれども、このトリップというのはよく言ったものだな。毎回毎回ジュネーブに出ていっては月1でトリップをして、実際には非常に多くの分野を、細かいことをいろいろやらなきゃいかんということで、英語にしてもフランス語にしてもそのトリップというのはよく言ったものだなということを言っておるんですけれども、そういう名前から来ているんですが、これはやはり北と南との妥協によってできた交渉である。まさにどういう意味かといいますが、先ほどの知的所有権を司っている WIPO というものがあるんですが、ガットというものは貿易というものを対象としている。したがって、知的所有権における貿易との関連がある部分、あるいは貿易歪曲効果というものがある部分について議論しようということ、始まっているわけでございます。

その最後のところに including trade in counterfeit goods というのが出てきておりますけれども、まさに開発途上国というのは不正商品の取り締ま

りだけで十分である、ほかの分野にまで、著作権とか、特許とか、トレードシークレットとか、そういうところまで間口を広げて議論する必要はないんじゃないかということをおっしゃるわけでご

ざいます。したがって、彼らとはとにかく including trade in counterfeit goods というのを入れろというようなことを言いまして、こういう交渉の名称ができていたということでございます。

Trade Related aspects of Intellectual Property rights,
including trade in counterfeit goods

1. 強調すべきポイント

- ・知的所有権の侵害は技術革新努力等との関連で正当な貿易を歪曲
- ・開放的・多角的貿易体制の維持・強化のためGATTの枠内での合意が必須

2. 主たる争点

(1) 交渉結果の実施

GATT 対 WIPO (世界知的所有権機関)
(先進国) (途上国)

(2) 保護規範 (Standard)

(先進国) 広範な知的所有権につき、十分な保護期間等の設定が必要
(途上国) 公共の利益、開発の利益等の観点から途上国の特別扱いが必要。保護期間等については、各国の裁量に委ねるべき

(3) 執行体制 (Enforcement)

(先進国) 国内における裁判手続や、司法審査の保障が必要
水際における輸入差止め申請権等による実効的規制確保
(途上国) 基本的に各国の裁量に委ねるべきもの
水際についても追加的財源、人員を要するものは不可

(4) 途上国配慮

(先進国) 途上国配慮は経過期間、技術協力で十分
(途上国) 途上国の開発段階、法制度の差に留意した特別待遇必要

3. 締めくくり

- ・可能な限り多くの国の参加を得た合意形成が不可欠
- ・12月末までに交渉の決着が必要

(参考) 主要国の交渉に対する態度

| | | | | | |
|------------|----|----|---------------|----|-------|
| (積極的) | | | (消極的) | | |
| <u>先進国</u> | | | <u>途上国穏健派</u> | | |
| 米 | EC | 日本 | 香港 | 韓国 | ASEAN |
| スイス | | | 墨 | | エジプト |

知的所有権の貿易関連側面 (TRIP) に関する交渉

それで、最初の強調すべきポイントというところは、我々の北の論理であるわけでございますけれども、まさに日本を含んで我々としましては、知的所有権の侵害というものが技術革新努力というものを阻害するということとの関連で正当な貿易というものを侵害するんだ、歪曲するんだ、したがって、その保護というものが必要になってくる。それからまた、開放的多角的貿易体制の維持強化ということのためには、ガットの枠内で合意することがまさに21世紀に向けての貿易体制という意味で非常に重要なんだということを強調しておるわけでございます。

これは言ってみれば北の論理でございまして、南の側からすると、まだ自分たちの経済力も十分についていない、あるいは知的所有権におけるレベルも先進国にはなかなか到達していない、あるいはそういうものの開発というものがますます時間を、膨大な額を伴うということとの関連で、そういう部分についてはやはり南としては容易にがえんじがたいというか、乗っかっていけないという部分があるわけでございます。

主たる争点といたしますのは、次に3つ4つばかり書いておりますけれども、南北問題、南と北の問題という大きな問題は先ほどご説明いたしました、まさに交渉結果の実施というものをガットでやっていくのか、WIPOでやっていくのかということが大きな争点であるということが言えるかと思えます。開発途上国のほうは、WIPOで今までつくった国際的な立派な条約がある、これを実施していけばそれでいいんだというのが一言で言う南の論理でございまして、それから、TRIP交渉の大きな範疇といたしましては、我々スタンダードと言っておりますけれども、保護規範の問題と、それからエンフォースメントと言っておりますけれども、執行体制の問題という大きな分野に分かれております。

保護規範の問題といたしますのは、まさに先ほど申し上げました特許とか、著作権とか、トレードシークレットとか、そういうふうなものにつきまして広範な知的所有権について十分な保護をする必要があるというのが先進国の議論でございまして、これに対しまして開発途上国の議論としては、知

的所有権をあまりに保護し過ぎるということは、自分たちの経済発展というものが阻害されるということで、それについては待ったをかけている。特に彼らの主張としては、公共の利益、開発の利益と申しますか、彼らの自国の経済発展というものが大きな意味から公共の利益、開発の利益というものがあるんだ、そういうふうな部分については開発途上国については十分な特別扱いというものをしてくれなければ困るということをおっしゃるわけでございます。

それにあわせて保護期間でありますけれども、例えば著作権でありますと基本的に50年、あるいは特許権でありますと20年等々ございましてけれども、保護期間については開発途上国については自分たちの裁量に任せてほしい、国際的な標準化をするのではなくて、保護期間については国の開発度に合わせた保護期間というものを裁量として決定できる権利を認めるべきだということを主張しております。という意味で、この保護期間についても北と南が真っ向から対立しているというのが現状でございまして。

それから、次にエンフォースメントでございまして、執行体制と申しますのはまさに知的所有権を侵害されたと思う者がまさにその侵害について訴える権利、各国の裁判所なり、あるいは各国の行政機関であり、あるいは税関であったり、そういうところへ駆け込める権利。駆け込んだ際の司法審査、あるいは行政的判断、そういうものが適正に下される体制というものをこしらえる必要がある。これに対しまして南のほうはどう言っているかといいますと、やはりその部分については各国の裁量にゆだねてください。まさに各国が持っているそれぞれの司法審査のあり方、行政裁判のあり方というものは南の国々においては自分たちは自分たちなりに一生懸命やっているんだ、それに任せるべきであって、北、先進国がこういうものをのめというのはまっぴらごめんだということで、またこれについても反対しているわけでございまして。

特に水際の措置というものがニセブランドの商品、不正商品とか、海賊版とか、そういうものについて問題になってくるわけでございまして

も、これについても北の国々は水際においての輸入差しとめの申請権、輸入差しとめ権利というものを認めるべきであるということを行っているのに対し、南の国々はやはり水際についてのそういう措置をのまなければいけないということになると、税関の体制というものを抜本的に改正する必要がある。まさに税関におきます税官吏、税関職員、そういうものの養成をしなければいけないし、あるいは人数を増やさなければいけない。税関というものの数を増やさなければいけない。そういうふうな予算的措置というものはなかなかできないということで、これについても追加的財源、あるいは人員を要するようものは受け入れられないということではあるが、いまいちいいわけではございません。

したがって、そういう部分でやはり北と南というものが大きな以上の3点で全く妥協ができないような状況でありながら、今、交渉を続けておられるわけではございますけれども、1つの対策としては途上国配慮ということで南に対しては特別待遇を認めてやろうではないかということで、途上国配慮として経過期間、あるいは技術協力、そういうものを先進国としては南に対して提供いたしましょうということをおっしゃるわけではございます。これに対して開発途上国のほうはそれはそれとしてもより手厚い配慮というものが要するということをおっしゃっております。

前出の資料の一番下につけておりますけれども、主要国の交渉に対する態度ということで3つぐらい分けておられて、積極的な先進国と、右肩に消極的な強硬派と、間に途上国の穏健派という格好になっておられるわけではございます。先進国としてはアメリカ、EC、日本、これが中心になっております。それから、これに書いておりませんが、カナダとか、北欧とか、豪州、ニュージーランド、スイスも含めて積極的な国でございます。南のほうとしては強硬派としてインド、ブラジル、エジプト等が非常に強硬派の旗頭ということで頑張っているわけではございますけれども、間に香港、韓国、ASEAN、あるいはメキシコというのが穏健派という格好で真ん中に位置しておられるわけではございますけれども、やはり国際交渉全体としましては

この強硬派をいかに抱き込んでいくか、そのためにはまさに中間にある穏健派というものの抱き込みを図っていく必要があるというのが現状でございます。

これは全体を見ますと、ある意味では経済の開発状況というものにある程度それを反映した格好で各国の交渉スタンスができて上がっているというのが当然と言えば当然でございますけれども、反映した格好になっておられるわけではございます。これが現在、まさに TRIP 交渉において南と北とこれからどう収束させていくか。交渉の最後の段階に至るまでもつれ込む、あるいはその実施というものをガットでやるのかどうかということでもつれ込む状況になる部分かと思っております。

以上、ご説明申し上げましたのはまさに TRIP 交渉における言ってみれば南北問題という点に焦点を当ててご説明してきたわけではございますけれども、実際のもう一つ大きな問題、もう半面の大きな問題というのは北北問題があるわけではございます。北北問題といえますのはまさに先進国の中において各国のスタンスが際立っている部分があちこち多くある。それについて簡単にご説明させていただきます。その関連資料といえますのは表2でございますが、TRIP 交渉の内容は非常にテクニカルな部分がございます、恐縮ではございますけれども、一応概要をご説明させていただくためにつくらせていただいたのですが、日本とアメリカと EC というものがどういうふうになっているのか、北北問題の内容がどういう状況にあるのかということをお説明するための表でございます。

まず、著作権、それから著作権隣接権という部分で大きな問題がございます。

その辺のところをかいつままでご説明申し上げたいと思っておりますけれども、著作権の部分につきましては、ベルヌ条約というのが基本にございまして、それでは基本的に著作者の死後50年までという格好での保護が国際条約で認められているわけではございまして、これについては各国とも基本的には問題がないという格好になっておるんですが、その下にございまして著作者人格権の保護というものがございまして、

表2 TRIP 交渉における日・米・ECの基本的立場（スタンダード）

| | 日 本 | 米 国 | E C |
|----------------------------------|---|---|---|
| 著作権 | ○（ベルヌ条約、50年） | ○（最低50年） | ○（ベルヌ条約、50年） |
| | ○（著作者人格権保護） | × | ○（著作者人格権保護） |
| | +α（貸与権*） | | +α（貸与権*） |
| | ○（コンピュータープログラム保護、保護範囲に一定の制限（特例明記）） | ○（コンピュータープログラム保護、特例設けず） | ○（コンピュータープログラム保護、特例設けず） |
| 著作隣接権 レコード製作者 放送事業者 実演家 | ○（ローマ条約） +α（貸与権*） +α（保護期間50年支持） | ○（レコード製作者は著作権で保護、50年） ×（放送事業者、実演家を保護対象とせず） | ○（ローマ条約と同等の保護） +α（貸与権*） +α（保護期間50年/25年以上） |
| | | | |
| 商標 | ○（最低10年、更新可） | ○（最低10年、更新可） | ○（一般に最低10年、更新可） |
| | 先使用要件の禁止 | ○（禁止） | × |
| | サービスマーク | ○ | ○ |
| 意匠権 | （最低10年） | （最低10年） | （最低10年、5年+更新） |
| 特許権 先発明/先願主義 | — | × | ○（先願主義） |
| 保護機関 | （20年） | （最低20年） | （最低20年） |
| 強制実施権 | （発動事由・限定的） 公共の利益（国家の安全、国民全般の生命身体の重大な危機）、不実施・不十分実施、利用関係特許 | （発動事由・極めて限定的） 国家危機、反トラスト法違反、政府目的の為の使用 | （発効事由を特定しない） （その代わりに発効の条件を規定） |
| 医薬品特許 | ○ | ○ | ○ |
| 動植物品種特許 | — | ○（動植物品種も特許対象） | △（動植物品種を特許対象から除外することを許容） |
| 半導体集積回路配置利用権 | ○（華府条約の書き直し） 8年⇨最低10年、善意の権利侵害者による補償、組み込んだ製品の扱い | ○（独自の規定） 8年⇨最低10年、善意の権利侵害者による補償、強制実施権（特許同様の要件） | ○（華府条約） +α（最低10年） +α（強制実施権限定） +α（善意者） |
| 地理的表示 | △（マドリッド協定の保護） | △（消極的） | ○（重要視） |
| 財産的情報 | — | ○（重要視） | △ |

この人格権というのは、ご存じかと思えますけれども、簡単に言いますと、映画の監督、作成者とか、あるいはテレビの番組の作成者とか、そういうふうなものが一番わかりやすいかと思えます

けれども、ある監督が、例えば『カサブランカ』というものをつくったという場合に、ご存じのように、白黒で映画ができておるわけでございますけれども、ウッディ・アレンなんかそうですけれ

ども、ときどき恣意的に白黒の映画をつくる。それをどこかの国に行ったら、アメリカなんかよくやっているわけでございますけれども、色つきにして、天然カラーにしてそれで放映するというをやってみたり、あるいは映画がシネマスコープでつくった映画をテレビで放映するというときに、そのままシネマスコープでやろうとするとテレビの画面にうまく合わないので、結局、間をトリミングして、端を切ってテレビの画面にぴったりするような格好にして放映するというようなことがございますけれども、これは著作者の人格権というものを傷つけている。まさに、ウッディ・アレンがつくった映画は白黒の映画は白黒でなければいけないわけですし、彼としては白黒の映画で皆さんに見ていただいて初めてその映画のほんとうの味がわかるというものが色つきになってしまうと、そのイメージが壊されてしまう。あるいはシネマスコープでつくったものが、どこも切らずにそのままの格好で放映されなければいけないのが、端っこのところがトリムされてしまったがゆえにその映画の持つ価値というものが損なわれてしまう。これもいかんという、そういうものが著作者の人格権と言っておりますけれども、それについてはアメリカはこれは認められないということでございます。これに対して日本と EC はこれは認めなければいかんということで頑張っておるわけでございます。

これはアメリカにはアメリカの国内情勢というものがある、やはりそういう著作者の人格権というものを守るための法制を持っていないわけでございます。したがって、アメリカは反対している。

それから、次でございますけれども、貸与権についても著作者隣接権もあわせて、いわゆるレンタル権というわけですが、これについて許諾権のみでいいのか、あるいは貸与権という格好で報酬請求権だけでいいのかというふうな部分について日本とアメリカ、EC についてややスタンスの差がある。

それから、次に大きな問題としましてはコンピュータプログラムというものが焦点になっておりまして、コンピュータプログラムにつきましてはベル

ヌ条約というものができたときには想定されなかったというか、そのときには存在していなかったものなわけでございます。その後の技術開発によりましてコンピュータというものができ、コンピュータプログラムというものができてきたわけございまして、それではそれを果たしてどういう分野として取り扱うべきだという議論が行われてまいりました。これにつきましてはコンピュータプログラムはやはり著作物としてリテラリーワークとして扱おうじゃないかということが今大体のコンセンサスとしてできております。我が国でもそういう意味で、そのベルヌ条約でコンピュータプログラムについては十分対応ができるという解釈に基づきまして、著作権を改正して著作権でもってそれについて対処しているわけでございますけれども、コンピュータプログラムというものがいわゆる小説とか、作曲しました楽曲とかいうものと基本的にといいますか、やや性格を異にしているがゆえに難しい問題が周辺部分で起こってきている。

その1つとしては、果たしてコンピュータプログラムというものを構成する全体を著作権の保護の対象にしているのかどうか。逆に言いますと、コンピュータプログラムの中でコンピュータ言語、それから規約、それから、アルゴリズムというわけですが、解法。このコンピュータランゲージとルールとアルゴリズムのこういう分野まで果たして対象としていいのかどうかということが大きな焦点になっております。これは逆に言いますと、著作権というものは表現（エクスプレッション）を保護するものであって、アイデア（思想）というものを保護の対象にするべきものではない。これはだれも反対できない一応の著作権についての確立した考え方になっております。したがって、例えば数学の公式とか、物理の公式とか、あるいは連立方程式とか、そういうふうなものについては人類のみんなの共通の財産としてアイデアというようなものについてはそういうものについてまで保護の対象にはしないようにしようということになっているわけです。

したがって、コンピュータプログラムの中にありますいわゆる COBOL とか、FORTRAN とか、

こういう言語、それからそういうものを指令する一つの規約、それから指揮系統に入りますアルゴリズムというものはみんなが共有していくべきものだということを我が国は主張してきているわけでございます。これに対してアメリカは必ずしも我々の主張をそのまま受け入れておりませんで、アメリカはあくまでも表現と思想、エクスプレッションとアイデアということではいいではないか。まさにエクスプレッションを保護の対象にし、アイデアは対象にしないということですから御し得ると言っておいて、明示にアルゴリズムなりルールなりというものを規定の中に入れて、それを保護の対象から外すということについては反対だということをおっしゃるわけでございます。

この辺は非常にデリケートな話で、アメリカの国内企業、日本の国内関連企業、あるいは欧州の関連企業等々も背後にあって、やはりその辺のところをどこまで制限ができるのかということが1つの大きな問題になっているところでございます。

コンピュータプログラムにつきましてはほんとうに著作物だということであれば、著作者の死後50年までということになるわけでございますけれども、そこはそれほどまでに長い保護期間というものを与える必要はないのではなからうか、でき上がってから50年でいいのではなからうかというふうな議論も行われております。

それから、著作隣接権のほうでございませうけれども、これはまさにアメリカと日本と EC の欄がずれ込んでおりますように、おわかりになるかと思えますけれども、基本的にアメリカには著作隣接権というものが存在しないという法制になっております。日本と EC というのは著作隣接権というものが存在するという格好になっておりまして、ネイバリングライツというのはまさに何にネイバーするかというと、著作権にネイバーするものでございまして、でき上がった音楽を固定化してレコードにするという制作者の権利、あるいはその音楽を演奏する者の権利ということになるわけでございます。そういう部分については、日本と EC は、そこに書いておりますように、ローマ条約を基本にして比較的似通ったスタンスでございませうけれども、アメリカは国内法制としてレコードの制作

者は著作権で保護しております。したがって、それについては受け入れる。しかしながら、放送事業者(ブロードキャスター)実演家(パフォーマー)そういうものについては保護対象としない。これは先ほど申し上げましたように、アメリカの国内においてはこういうブロードキャスティングコーポレーションとか、あるいはパフォーマーズについては組合が強く、基本的に契約に基づいて権利の保護を図れば足りる、余計な国際的規律は不必要である、との立場をとっているわけでございますけれども、それについては我がほうとしてはそれはおかしいではないか。やはり TRIP というものが貿易に関連性を有する隣接権を包括的にカバーする必要があるということをおっしゃるわけでございます。

それに対してアメリカは今度は逆に我がほうを責めてきておりまして、レンタル権あるいはレンタル許諾権というふうなものについて我がほうの制度がそもそも外国レコードにレンタル権を認めない、またその他の保護についても必ずしも内国民待遇が十分でない、あるいは保護年数というのが短いというふうなことで、50年にしようではないかということをおっしゃりまして、我がほうも文化庁が中心になりまして努力して、ほぼこれらの提案を支持できるというような方向でやっております。

これがスタンダードにおける大きな第1番目のスタンスの違いの存在する分野ということが言えるかと思えます。

商標と意匠権については部分的にはスタンスの違いの部分というのはございませうけれども、それほど著作権等に比べますと大きな差はないということが言えるかと思えます。

次に、もう一つの大きな部分と申しますのは特許権の部分でございませう。この特許につきましては非常に大きな問題がありますのが、そこにありますように、最初の先発明主義と先願主義の問題ということで、これは皆様方ご存じのように、アメリカが先発明主義というものを建国以来ずっととってきておりこれをキープしたいというようなことを思っておりますが、それに対して EC、あるいはほかの先進国は先願主義というものでやって

いかなきゃいかん。我が国も先願主義でやってきておるわけでございますけれども、ということで、対立しております。

それから保護期間。保護の年数としては大体少なくとも20年というのが日米 EC 間ではまとまりつつありますが全体としては種々意見があります。

もう一つ大きな部分といいますのは、強制実施権の問題でございますけれども、これはコンパルソリーライセンシングとっておりますけれども、強制実施権の範囲をどこまで絞り込むかということで、日米 EC、あるいはスイスとか、ほかの国々との間で議論が展開しております。それで、強制実施権というのは、例えば日本の場合、見ていただきますとわかりますように、公共の利益、それも国家の安全とか、国民全般の身体生命の重大な危機、という限定された状況のときには、他人の発明に属する特許であっても、国が強制的ライセンスを許可する権利を留保できるというものでございます。もちろんそのためにはしかるべき代償を払いますということはあるわけでございますけれども、そういう特別の特定の特許というものを国が強制的に使用できる権利というものを留保しておこうというものでございます。

これにつきましては、例えばアメリカの場合には国家危機、国家存亡の時期、あるいは反トラスト法の違反の場合、あるいは政府目的のための使用というものに限るべきであるということを主張していますが、これはこれで我が国の目からすれば広げ過ぎだという風に意見を闘わせているところです。

ECの主張はむしろ妥協案として、発動事由は特定しないけれども、発動の条件を規定していこうではないかということで対処しようと提案しているわけです。

そのほかの問題といたしましては、先ほど申し上げました医薬品の特許の問題と植物の品種の特許というものが問題になっております。この植物の品種特許につきましては UPOV 条約というのがあります。植物新品種条約というのがあるわけでございますけれども、それとの関係もあって、果たして TRIP 合意で植物品種を特許対象に含むべきかどうかということについて、各国とも、ア

メリカは当然入れるべきだと言っているわけでございますけれども、EC はどちらかというところ、国内的にも積極派と消極派がありまして、なかなか結論が出ない。我が国も農水省、通産省等種々の立場が関係し、その辺での仕分けの問題、あるいは UPOV 条約と TRIP 合意とどう実施段階において仕分けしていったらいいのかというところで難しい問題がありまして、どちらかというところ、これは問題として左程表面化はしておりませんが、昨今のバイオの発明の目ざましさととの関連で TRIP の中で植物品種の扱いをどうするのがある意味で一つの大きな問題になる部分かと思えます。

これが最初の著作権、著作隣接権と並んで大きな問題、特許権の問題が大きな問題になるということでございます。

それから、最後に、半導体の集積回路の配置利用権、これはワシントン条約というものができたわけでございますけれども、冒頭に申し上げましたように、日本というのは参加していないわけでございます。アメリカも参加していないわけでございます。これはなぜ参加していないかといいますと、ワシントン条約をつくりましたときに、我が国もアメリカもそれができるに当たっては、そこに書いてございますけれども、保護期間は少なくとも10年とするべきである。あるいは、善意の権利侵害者による補償というものも認めなければいけない。善意の権利侵害者といいますか、例えばテレビを輸入した際にテレビの中に使ってある IC チップスというものが盗用品であった、ニセ物であった、あるいはまがい品であったということを知らずに輸入した場合にテレビ全体を送り返すなり差しとめるなりということは問題ではなかろうかというふうな意味で、善意で権利を実質的に侵害してしまったような場合には代わりにそれに対しては適正な補償というものがしてしかるべきであるというふうなことを言っておたわけでございますし、まさに組み込んだ製品の扱いについて主張しておたわけでございます。アメリカもほぼ同様の話、あるいは強制実施権の話というものを盛り込むべきだということをおたわけでございますけれども、それに対して特に開発途上国の側からワシントン

条約の交渉過程においてそこまで保護を手厚くするというのは問題だということで、開発途上国の、言ってみれば、多数決といいますか、最終的にはそういうアメリカとか日本が主張していたことが受け入れられませんで、保護期間については8年になってしまった。あるいは善意の権利侵害者による補償というものも、そういう規定というものは設けられなかったということで、アメリカ、日本はその採択に賛成しなかった経緯がございます。

そういう関係がございまして、まさにそういう部分を TRIP 交渉でもってやろうということで日米共同歩調をとりながら進めているというのが現状でございます。

これに対して EC のほうはまだワシントン条約の採択のときには賛成はしておったんですが、条約の署名までには行っておりません。そういうこともありまして、どちらつかずの態度だったんですが、最近になって、ワシントン条約をベースにしながら期間については日米の主張する10年、強制実施権も限定的に認めよう、それから善意者についても認めようということで、どちらかという、日米に近いスタンスに変わったということで、この部分については大体、先進国の側が共同歩調がとれる部分かなという感じになっております。

最後に、地理的表示と財産的情報でございますけれども、地理的表示の部分につきましては、日本はマドリッド協定に基づく保護ということをベースにやっていきたいと思います。アメリカも消極的なんですけれども、これはワインの産地でありますフランスが非常に強硬にこの部分がなければ TRIP 交渉は何も意味がないと言ってございまして、EC が強硬にこれを重要視しているという格好になっております。

最後の財産的情報でございますけれども、これはいわゆるトレードシークレットと呼ばれるものを含むものでございまして、アメリカが非常に重要視しておって、こういう部分というものをどうしても TRIP で成果を上げたい。これに対して我がほうもつい最近でございますけれども、通産省のほうで不正競争防止法というものを改正して、営業秘密に係る不正行為の差しとめ請求権を認め

られるような法改正がついせんだったってでき上がったところでございます。我が国としての国内法制というものがようやくでき上がった状況になったということで、TRIP 交渉においても実質的にこれを対象としていける土壌ができた、ベースができたという状況でございまして、横棒を引いておりますのは、まだ我がほうとしてはその辺の部分について正式な提案をしていないという状況でございます。

以上、大体、長々と大変恐縮でございますけれども、説明させていただいたのが、最後の部分が北北問題といいますか、先進国における交渉スタンスの差異という部分でございます。南北問題と北北問題ということで申し上げましたけれども、ご存じのように、もう一つの、問題というほどでもございせんけれども、国内問題というのがございまして、我がほうとしては著作権というのは文化庁が取り仕切っておりますし、著作隣接権、これも文化庁。商標、意匠、特許権はご存じのように特許庁。それから、IC チップスにつきましては通産省。その上の植物品種特許については、申し上げましたように農水省がやっております。それから、地理的表示につきましては通産省、公正取引委員会が中心になってやっております。財産的情報も通産省が中心でございまして、公正取引委員会も不正競争防止法の関係で関係してくるわけでございます。まさに6つ7つ8ぐらいの関係省庁がそれぞれの分野というものを国内的に取り仕切っておるわけでございます。外務省というものが外交交渉の一環としてウルグアイ・ラウンドの重要な部分として TRIP 交渉というものを行っているわけでございますけれども、各省の思惑も部分的には違うこともございまして、あるいは共通で一丸となって闘える部分もございまして、そういうところを外務省が僭越ではございまして、国益を担った形で調整役として国内調整をやらせていただくとともに、ジュネーブの交渉の場で日本政府を代表させていただいて、交渉をやっているというのが現状でございます。

冒頭申し上げましたように、農業はどちらかという、守勢なんですけれども、知的所有権の部分というのはやはり攻勢といいますか、積極的に

我がほうがやっつけられる部分だということでは関係省庁、多うはございますけれども、基本的には同じ方向でお互いに協議しながら、時にはけんかもしながら、一丸となってやっているというのが現状でございます。

以上が雑駁ではございましたけれども、大体のTRIP交渉の現状ということでございます。

最後にチーフネゴシエーターということで先進国の非公式協議の議長等も務めさせていただいた経験があるわけでございますけれども、それをずっとやってこさせていたしまして、総括的な印象といいますか、やはり口はばったいようで僭越でございますけれども、日本の国力が飛躍的に増大した、経済的に見て、まさにガットであれ、私自身が所掌しておりますOECDというところにおける各種交渉、委員会、理事会等々あるわけでございますけれども、日本の発言権というものが非常に大きくなったということを私自身、非常に痛感しておる次第でございます。これはやはりアメリカ、EC、世界的な情勢もさることながら、日本の経済力というものが非常に大きくなったということが背後にあるわけでございますけれども、やはり戦後復興期を経て、冒頭申し上げたように、ガット、OECDにほかの国々におくれて、いわば後発組として我々が参加したわけでございますけれども、それから四半世紀、あるいは35年、40年過ぎまして、今までは先進国が敷いたレールの上を突っ走って、追いつき追い越せでやってきていけばよかったというのがだんだんそういう状況ではなくなってしまった、いつの間にかある部分ではほかの国を追い越してしまっ、まさに我が国が積極的にルールづくりをやっつけなければいけないという状況になっていたということと、まさにTRIP交渉なんか何度も申し上げておりますけれども、我が国からいろいろな格好での提案もでき、あるいはアメリカの国内法制が整っていないからといってそこを排除する、あるいは除外するというのはおかしいじゃないかというふうなことも、言ってみれば面と向かって向こうも我々を追及してきますし、我々も向こうを攻撃しますしというふうな意味で、やはり発言力というのがそれなりに大きくなってきているなということを非常に痛感する

とともに、やはり日本というのがTRIP交渉、ウルグアイ・ラウンド交渉のみではございませんけれども、いろいろな分野で積極的にイニシアチブをとっていかなければいけない、我々の責任というものもますます重要になってきたんだということを感じながら、いろいろな交渉に当たらせていただいたわけでございます。

以上、とりとめのない説明になりましたけれども、お時間もちょっとオーバーしてしまったかもしれませんが、TRIP交渉の現状ということで今後残された9、10、11、12月の上旬にブラッセル会合というところで最終的に手を打とうというスケジュールになっておりまして、わずか3カ月の間に解決しなければならない問題が非常にあるという状況で、どういう戦法でどういう戦略で今後当たっていったらいいのかということも夏の暑い盛りにも関係者の中でずっとやっておるという現状でございます。

以上、大変僭越でございましたけれども、ご説明にかえさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

司 会 どうもありがとうございました。知的所有権に関連する幅広い、特にTRIP交渉に関連して、南北、あるいは先進国間の問題と現状のご説明、さらに今後に対する展望をお話しいただいて、私ども大変勉強になりました。どうもありがとうございました。(食事休憩)

司 会 それでは、ただいまから質疑応答の時間にさせていただきます。どなたからでも結構でございますから……。

質 問 特許権に関することですね。実際にビジネスをする場合には特許に関係するロイヤルティというのを払わなきゃいけないんですけど、二、三年前に半導体に関係して日米の間でアメリカの会社が今までのロイヤルティを急に非常に高くしたとかという問題がありましたね。そういうこととか、先ほどの強制実施権というのに関係して、例えば国際会議の場でこういうのをスタンダードにしようと言ったものが、後からそれは特許があるということがわかりまして、特許だからロイヤルティを払わなきゃいけないんですけど、それを今のような国際的にスタンダードにしたものに関

しては、ほんとうはもう少しロイヤルティを安くしてほしいというようなことが、そういう問題が実際の場合のビジネスだといろいろあるんですけど、そういうようなことに関係した議論。

もう一つは、原則じゃなくて、実際の話になりますので、ビジネスに非常に近い話になるんですけど、なるべくロイヤルティというのは安くして広く使わせるとか、そういう議論はあんまりないんでしょうか。

堀江 実際の特許権についてはロイヤルティの問題そのものをどうあるべきかという部分についての議論というのはそれほどはやっていません。そこはやはりロイヤルティのレベルについては「経済的価値に見合う」とか「合理的」「公正な」といった原則的なルールのみを確立した上で、具体的額については民間というか、それぞれの契約に任せようではないかということかと思えます。

ただ、例えば先ほど申し上げていた著作隣接権の関係なんかでは許諾権のみでいいのか一貸与権の話なんですけれども、貸与権というのは許諾権、あるいは報酬請求権というのがある。これについてはアメリカは許諾権だけを50年なら50年認めればいいじゃないか。それは逆に言うと、許諾の権利を持つ人の権利を非常に保護を厚くする方向なわけです。それに対して必ずしも許諾権を50年にするのではなくて、例えば日本なんかは許諾権は1年にして、あと29年は報酬請求権でやりましょう。したがって、何を申し上げようとしているかというと、許諾権については1年で終わり。その後は報酬請求権であるから、許諾する権利というものはなくなってしまっていて、それをレンタルしてはいかんよという権利は1年過ぎるとなくなる。ただ、使う場合には報酬をください、ロイヤルティを払ってくださいということの権利は認めましょう。それで1プラス29で30年という格好で現行なっているわけでございますけれども、まさに許諾権を何年間にするのかという議論はやっておるんですが、それでは報酬請求権の部分をどのぐらいのレベルにしなければいけないのか、あるいはTRIP交渉で対象となった部分については比較的安くするとか、安くしないとかがという部分というのは交渉の対象にはなっていないというのが現状でござ

います。

質問 要するに、ロイヤルティみたいなものは当事者同士でネゴシエーションして決めるべきで、原則としてなるべく低くしたほうがいいのか、そういう議論はないんですね。

堀江 ないと思います。ただ、子細にちょっと見てみなければいけませんけれど、適正なロイヤルティであるべきだというのが、そういうふうに見ても読み得る部分があったかどうかというのはちょっとろ覚えで確認する必要がありますけれども、ご質問にあるような格好での交渉というのはやっておりません。

質問 もう東西というのはなくなったように思いますけれど、多分、ソ連及び東欧その他はあんまり加わっていないのだろうと思います。国によっては特許問題がはっきりしないような国もありますけれども、そういうところに対しては現在どのように関連しておられるのでしょうか。

堀江 東欧諸国の話なんですけど、実はご案内のように、ソ連等入っておりませんで、どうするかという話はあるんですが、それは知的所有権、TRIP交渉のみならず、ガット自体についての問題としてあるわけでございます。ソ連は今年になってオブザーバーの参加申請をしてきておりまして、そういう意味では条件つきでオーケーするののかどうかとかという議論が実際に行われております。

ただ、そのほかの国々、例えばハンガリー、チェコ、ポーランド、ルーマニア、ユーゴ、この辺の国々はガットの締約国で参加国でございます。ブルガリアが加盟申請をしておりまして、ブルガリアはまだ入っていない。それから、ソ連につきましては、先ほど申し上げましたように、オブザーバーとしての参加を申請してきているということでございます。

それがガットの加盟国の現状なんですけど、ガットの加盟国とウルグアイ・ラウンドの交渉の参加国というのがまたちょっと違っておりまして、必ずしも全部がオーバーラップしていないんですが、少なくとも先ほど申し上げたハンガリー、チェコ、ポーランド、ルーマニア、ユーゴ、これはウルグアイ・ラウンドに参加しております。したがって、これらの国々はガットの加盟国でもあり、参加国

でもある。したがって、これらの国々の立場というものもいろいろ出てくるんですが、特に TRIP 交渉においては、どちらかという、ハンガリー、それから少しだけですけども、ユーゴぐらいですか、この辺のところ結構発言もしております、ハンガリーなんかは東欧諸国を代表しているわけでもないんですが、東欧諸国の経済開発のレベルというのをおくれているということとの関係で、ユーゴの提案は2000年提案だったでしたか、2001年だったか、ちょっと記憶が弱いもので忘れちゃったんですが、たしか2000年提案だったですか。要するに、紀元2000年までは例外にしてくれ、それまでに自分たちの国内の知的所有権についての国内法制を整えるという格好で開発途上国に対する特別規定というのを入れたらどうかというのを提案してきているわけです。

したがって、今、いろいろ議論しておりますのは、経過措置というものを先進国としては認めよう、これはコンセンサスがあるんですが、それでは経過措置の期間というのを大体どれぐらい考えた方がいいのかという議論がございまして、普通、こういう国際協定をつくるときの経過期間というのは言ってみれば、いろいろあるんですが、2年とか、3年とか、長くて5年ぐらい。3年ぐらいの感じが適当なのではないかというのが一般なんですけれども、こと知的所有権についてはほんとうに二、三年でいいのかどうかというのは極めて疑問な分野でございまして、やはりこれらの国々の経済レベルというの知的所有権分野である域に達する、あるいはそれのための国内法制をつくるというのについてはやはり2けたの期間が必要かもしれない、いや、必要なんだという議論もあって、ハンガリーが提案しました2000年提案というの、90年に成立するとすると、10年間ということなわけで、最低10年ぐらいは必要なんだよというのが当たらずとも遠からずというか、やはり現状に近いのではないかと。もちろん、香港とか、韓国とか、そういう国々よりもっと早く先進国のレベルに到達できる国もございまして、一般的に言いますと、おしなべてそういう期間というのは非常に長い。

東欧諸国が去年からのああいう非常に激動する

状況にあって、今後どうなるかというのは非常に見通しが難しいんですけども、少なくとも TRIP 交渉においてはやはり彼らとしては開発途上国とは別のステータスの国ではあるけれども何らかの特別待遇というのを認めてほしいと。彼らがやはり一応、計画経済から市場経済というものに転換するということをこれからやっていかなければいかんという状況であれば、ますます特別待遇というものを与えてほしいというのが彼らの考え方ではないかなというふうに思います。

したがって、そういう要求を勘案しながらどの程度の経過措置、どの程度の特別の配慮というものを認めていくかということになるかと思えます。

質問 2点ございまして、1つは、先ほど先生がおっしゃいましたように、TRIP 交渉と申しますのは21世紀に向けての新たな貿易体制の構築ができるかどうかというお話でございましたが、あとほんとうに数カ月しかないわけでございますね。その辺について見通しはいかがなものでしょうかということと、それに対してもうまくいかなかった場合に次の手をどう考えるんでしょうかというのが第1の質問でございます。

第2の質問は、先ほど先生がおっしゃいましたように、ルールづくりという面で日本がアジアチーフをとっていかなきゃならない時代になったわけでございますけども、そういうことを考えますときに、日本の教育、人材を配置させる体制というようなもの等を考えましたときに、どうなんでしょうか。今のままでよろしいんでしょうかということが1つです。それからもう一つは、基本的にルールづくりと申しますと、日本のことだけを考えていたんじゃないかと思うんですね。そういう意味で世界を考えて、どうしたらいいかというような教育、その辺のところ、ちょっと日本は今不足しているんじゃないかなという感じがございまして、交渉等、あるいはルールづくりをやってこられて、その辺のところについてのご意見を聞かせていただければと思います。

堀江 最初のご質問ですけども、21世紀に向けて新しい体制を構築できるかどうかの試金石だという部分のご質問ですけども、まさに世界経済というものがグローバルゼーションによってい

ろいろな新しい局面が出てきているということとの関連で、今の貿易体制というものが1つの試練を受けている状況だと。しかも、それが貿易収支、経常収支にしても今までよりも不均衡というものが一部の国に特に色濃く出てきているというふうな背景との関連で、やはり各国とも新しい体制というのをつくっていかねばいかんのじゃないかということにあるわけです。新しい体制といいますのは、ご説明申し上げたことのちょっと繰り返しになるかもしれませんが、1つには TRIP を初めとする新分野について新しいルールづくりというものができなければ今までの言うてみれば、関税引き下げというのはほとんど極限にまで推し進められてきていて、これ以上関税を取っ払おうという部分もちろんございますけれども、その辺が限界にきている。その辺の限界にきているという状況と、片や新分野というものが貿易に及ぼす影響というものが非常に大きくなってきているということで、その分野にやっていかねばいけない。

最初のご質問の後段の部分ですけれども、ラウンドが失敗したときどうするかということについては、我々としてはこれは失敗させてはいかんのだというのが大前提で、とにかく失敗させない格好でやっていこうというのでやっているわけでございますけれども、それで最大限努力を尽くして到達できるもので、とにかくガット体制を強化し、新しい体制を築いていこうじゃないかということになるわけです。

ちょっと話は飛ぶかもしれませんが、私自身、OECD を担当しております、またガットの交渉をやってきたということで、今後の21世紀に向けての貿易体制を考えるときにガットというものと OECD というものをどういうふうと考えていったらいいのかなという議論がございまして、一部の論者はガットというところが、南の国が非常に多くて、一つの交渉をやろうとしても北と南とのスタンスがあまりにも違うがゆえに交渉がはかばかしくない。やはりこういう部分を何とかしていかなければいかんのじゃないかということで、OECD というものが先進国24カ国の協議体であるということで、OECD を中心にして物事を考えて

いこうではないかということをおっしゃいます。確かに OECD の中でもそういう点からも OECD の役割というものを十分に考えていかなければいかん。

我々もそういう意識を持っております、1つの話なんです、この新分野を国際機関二課が担当しているということになった経緯としても、実は TRIP、サービス、TRIMs、こういう3つの新しい分野というのは OECD が先駆けて研究しておいた分野なんです。したがって、もともとこういう分野というのは国際機関二課がずっとやってあって、そうこうしているうちにガットのウルグアイ・ラウンドでそういう部分もガットに取り込んでいかなければいけない、新しい貿易体制を考えるときには新分野を含んだ体制にしていかなければいけないんだということでウルグアイ・ラウンドの交渉が始まった。したがって、そういう経緯もあって、私どもが TRIP をやっておるわけなんです、申し上げたかったことは、OECD というところはまさに先駆的な役割を果たすという部分が非常に評価されているわけでありまして、ここに挙がっております15分野以外にもやはり新しい部分でのもっとやらなければ国際的な経済貿易体制というものがうまく機能していかない部分がある。

例えば話がまた逸れますけれども、内国民待遇という話がございまして、これは諸外国の外資系の企業というものが日本に入ってきたときに、日本の国内企業と全く同等に扱おうではないかという話がございまして、これも OECD で過去数年間にわたってずっと交渉を続けてきております。こういう分野も OECD というものが、ガットではなく、先進国24カ国の間でそういう分野についての議論を進めてきている。そういう意味で21世紀を見渡したときにガットというものもこれも大変重要であって、開発途上国を含めない貿易体制というのにはあり得ない話であって、それはガットにおいて議論を進めていかなければならない。他方、一部にある、南も北も一緒だとなかなか議論がはかどらないというふうな観点からしますと、OECD においてそういう幾分ともホモジニアスな国が集まっている間で議論をして、そこで議論を深めて、それをできればガットのほうにも反映してもらおうと

いうふうな格好というのが1つのあり方かなと。個人的な見解ですけど、そういうことも考えたりしているわけです。

そういう意味では、ウルグアイ・ラウンドというものが失敗したら、これはまさに保護主義の台頭というものを許してしまうような世の中にしかないかもわからない。あるいはアメリカの一方的措置と。301条に象徴されるような部分を結局は事後的にも認めざるを得ない格好になるかもわからない。そういう意味で我々が最大限努力しているのは、そういう一方的措置というものを排除するためにもこのウルグアイ・ラウンドというものを成功させなければいけないということで努力してきているわけでございます。

それから、後段の教育の問題というのは大変重要な問題でして、私のような者がとやかくなかなか言えないような部分が大変あるわけでございますけれども、ご指摘のとおり、私自身もやはり人材育成というものは、科学技術分野のみならず日本がイニシアチブを持って今後いろいろな場でいろいろなことを提案していくためにはいろいろな格好での幅広い物の見方のできるような大学教育といえますか、それまでの教育も含めて充実していく必要があるんだろうという気はしております。

ただ、最近非常に感じますのは、やはり官庁をとりましても、あるときまではほとんど国際会議で外国語を操れて、国際的な発言をするというのは口はばったいですけど、外務省が中心になってやってきたわけでございますけれども、最近は非常に有能な人材が——有能な人材というのはもちろん各省にももともとあったんですけども、言葉の面から見ても十分に国際的に役に立つというか、非常に高いレベルの方々が輩出してきておられますし、そういう意味でも外務省としても非常に心強い部分があるわけですが、そういう意味で、語学、技術、いろいろな分野において教育の持つ意味というのは非常に重要なものがあるのではないかなというふうに思っております。

質問 それに関連しまして、日本で弁理士の資格を持っている方が3,000人ぐらいですか。アメリカでおそらく何万人というような数がございますし、弁護士につきまして言いますと、日本でおそらく

何万人でしょうかね。それに対してアメリカは10万人ですね。そういう意味での知的財産権等に絡めて人材の育成とか、ある意味では非常に狭い範囲でしか資格を認めないというような制度ですか、そういうものをほんとうに考え直していかなければいけないんじゃないかなという感じがします。特に弁理士につきましては、アメリカでは理科系の大学を出た上に初等スクールの特許弁理士という形で資格を取るようになってますし、試験そのものも難しさとか何かということもあろうと思えますけれども、どうもそういう点では日本の制度はまだまだいろいろ根本的に考えていかなきゃならないんじゃないかなという感じがちょっとしますね。コメントということでございます。

質問 今お話になったことと、先ほどお話になった、2点ありましたね。1点はおっしゃるように、新分野というのが世界貿易拡大には絶対これをやらなきゃいかんと、私もそう思っているわけです。一応、ミニマムスタンダードができた場合に、アメリカのスーパー301条の中のスペシャル301条と関税法337条はガット違反ですね。あれはアメリカはできたら撤回するというふうに見ていいのかどうか。その感触が1点と。

それから、途上国に対して、前、外務省の国際機関第二課のほうから知的所有権クラブ的なものでもつくって、途上国自身がガットの、イエスと言え、ある程度先ほどおっしゃった猶予期間を置いて、猶予期間にできるだけの経済援助その他をしながら立ち上げることを優先的にやるということをして日本が提案されたように覚えているんですが、それがその後どういうふうになっておるのかどうか。この2点をちょっとお伺いしたいんですが……。

堀江 最初の点につきましてはご指摘のとおり、337についてはガットでECのほうから提訴がありまして、クロダという裁定が出たわけでございます。これは去年でしたか。それまでアメリカが裁定は出たんだけど、それを受け入れて国内法を改正するというところまでは行っていなかったんですけど、ある時点で採択については反対はしないということで採択されました。その後、337条については国内法を改正するというので、案が出

てまいりまして、それについて、今、各国のコメントも紹介した上で、検討中の状況ではなかったかなと思います。

これは一つには TRIP 交渉をやっていく過程において、我々もあれは問題だと。特にあれは水際措置ということとの関係で、ちょっと余談になりますけれども、例えば我が国も大蔵省が関税定率法というもので、今までは税関における不正商品についてはあくまでも税関庁の裁量でしか廃棄没収することができなかったということなんですけれども、それを見直す、改正しようということで、一応、決断が出ておりまして、権利者の輸入差しとめ申請権というものを、申請というものを認めようという方向で改正することになったわけでございますけれども、我が国としてもそういう努力をしているんだということとの関連もあって、アメリカとしてもそれは改正すべきだということをはかの国々とともに攻撃してきたわけでございます。そういうこともあって、アメリカがそれを直すということになっております。

301条のほうについては、明示の規定が設けられるかどうかは別として、そういう一方的な措置というものをとらないということをも前提にしてこの TRIP 交渉をやるんだということはほぼコンセンサスというものができてきております。そういう意味で、やはりそれにかわるものというか、あれは基本的に認めていないというスタンスではありませんけれども、そういうことになると思います。

それから、後者のほうにつきましては、実は途上国のクラブのようなものをつくって云々というのはある時点でアイデアとしてはあり、今もあるんだろうと思いますけれども、実際に我が国がほうが2年前、あるいは去年からいろいろな正式の提案をしているものの中にはまだ入れておりません。これは経過措置というのは全体の戦略といいますか、LDC との関係における戦術といいますか、やはり本来あるべき TRIP、知的所有権についての保護というミニマムスタンダードのようなものをつくる必要がある。それを先に議論して、ある段階ではもちろん、いろいろな特別の配慮というのを考えてはいく必要があるんだけど、現段階ではこうしようという格好でのものは、具体的

なものはまだ言うておりませんで、今言うておりますのは、経過措置は認めることにしましょう、それから、技術協力のようなものも認めていいですよ、ただ、完全なトゥー・ティア・システムと申しますか、未来永劫にあなた方は特別ですね、我々は違うんですねという2つの別のクラブをつくるというのは、これはいかん。ある程度の期間——それが何年かは言わないけれども、いずれ決めなければいけないんですけれども、ある一定期間たった段階では完全に我々と同じ格好になる必要があるんだということにとどめております。

司 会 ほかにございますでしょうか。

時間も7時ちょっとございますけれども、もう一方……。

質 問 私は計算機のプログラムの問題に興味があるんですが、先ほどエクспレッションとアイデアで区分けをして云々という話がありましたが、文学作品なんかの場合でも翻訳をした場合、アイデアは共通ですが、エクспレッションは言語が違えば違ってくるわけですね。それに相当するようなことがコンピュータのプログラムについては極めて容易に、そして多様な姿で起こり得ると思うんです。それをどう区別するかという技巧上の問題もありますけれども、同時に、アイデアというものをほんとうに本質的なもの、つまり、翻訳によって変わらない部分というふうにつかまえるとしたと、ある種の問題についての解法の細部にわたる全体を保護するというようなことにもなるのではないかと思うんですね。

つい数年前にアメリカである種の数理的な問題についての解法に特許が認められたというので大騒ぎになったことがあります、そういうような点がこの知的所有権問題の論議の中ではどんなふうにあらわれているんでしょうか。

堀 江 ご質問の翻訳の部分につきましては、私自身、正直申し上げまして、不勉強でして、翻訳というものがどういう格好で今のエクспレッションとアイデアというものの線引きの部分にかかわってくるのかというのは確たる自信あるお答えができないんですが、おっしゃられた解法というものについてアメリカの国内において、数理的なあれでしたか、認められた判例が出たというふうなこ

とがあったんですね。という背景がまさにあって、我々の憶測するところではアメリカがアルゴリズムは除外していいですということに即オーケーしたくない部分がある。したがって、我がほうは逆に、そういう数理的な解法の部分についてまでアメリカで実際に保護の対象になっている部分もあるので、したがって、TRIP の分野では明確にそこは外しておきたい。したがって、そこは明示に外すべきなんだという主張をしているわけなんです。

したがって、まさにご指摘の解法の部分が明示的に TRIP 協定の中に規定されるかどうかというのはまだ予断を許さないところがあるかと思えます。これは我がほうの主張が通れば、それもアルゴリズムは保護の対象から外しますということが明示に出てきますので、アメリカの国内で今までどういう判例が出ていようとも明確になってくるということが言えるかと思えますけれども、仮にそのところが明示には規定されなかったということになりますと、もとに戻って、表現というも

のの中にそれが入るのか入らないのか、アイデアのほうに入るのか入らないのかということが各国の考え方の違いというものがある意味では持ち越されたままになる危険性というのはあるかと思えます。したがって、そこがまさにコンピュータプログラムの部分についての1つの大きな残された問題であるという状況でございます。

司 会 まだご質問もおありかと思えますが、時間も予定を超過いたしておりますので、この辺で終わらせていただきます。本日は近々デンマークのほうに行かなければならない直前の大変お忙しいときをお願いいたしました、快くお引き受けいただきました。ガット、あるいはウルグアイ・ラウンド、TRIP 交渉の知的所有権の国際的な現状と展望についてお話しいただきました。我々、大変得るところが大きかったと思えます。皆さんと一緒に拍手をもってお礼を申し上げたいと思えます。どうもありがとうございました。

(拍手)

1990年12月31日

編集
発行 日本工学アカデミー

〒140 東京都品川区大井1-49-15 TEL. 03-3777-2941
住友生命大井町ビル8F FAX. 03-3777-4941